

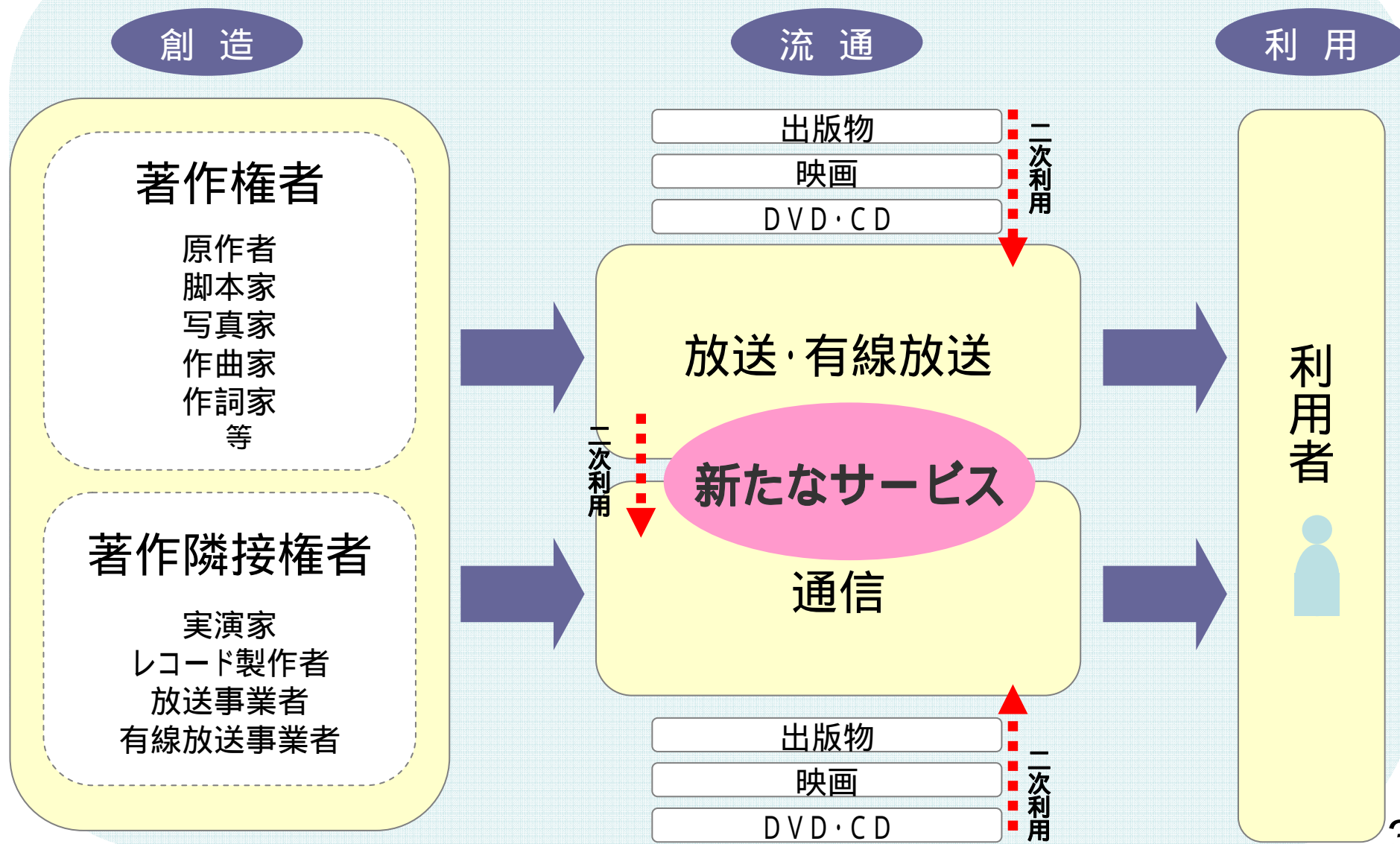
新たなサービス展開に関する 現状と課題について

平成19年10月11日
第1回コンテンツ企画ワーキンググループ資料

通信と放送に関する知財法制の在り方について

1. コンテンツの流れ（通信・放送を中心に）

技術革新等により、通信と放送の垣根を越えた新たなサービス展開が本格化

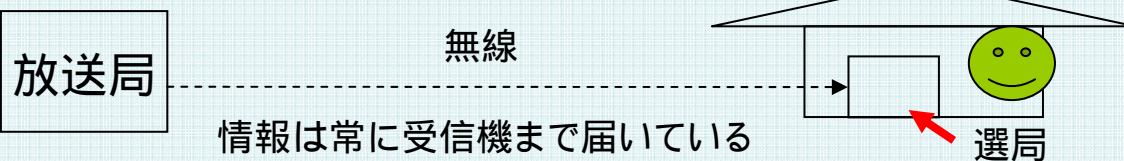


2. 新サービスの展開 (例)

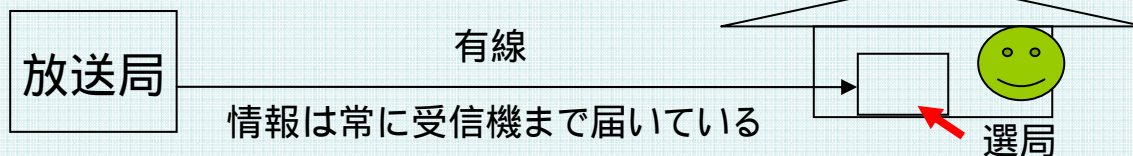
IPTV

テレビ向けの通信配信が活発化。利用者から見れば、IPマルチキャストによるストリーミング型配信は有線放送とほぼ同一

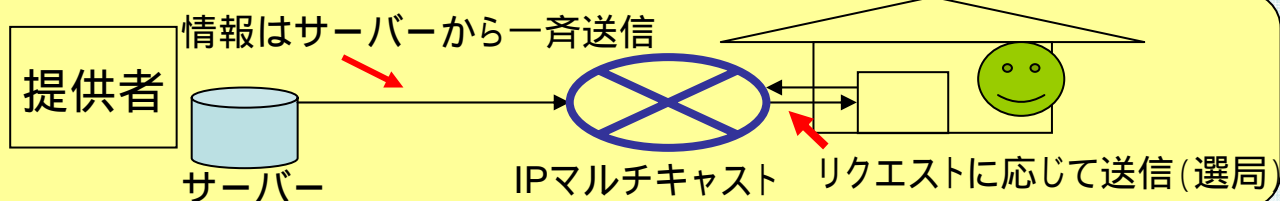
放送



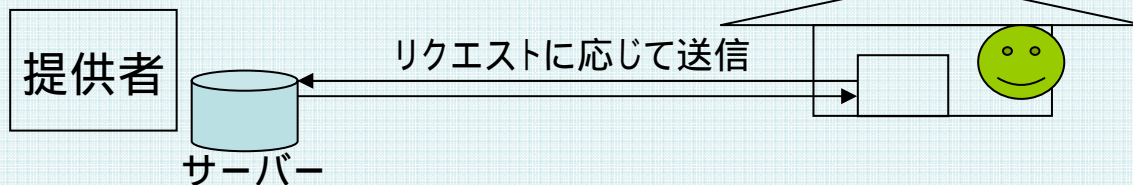
有線放送



自動公衆送信
(IPマルチキャスト)



自動公衆送信
(インタラクティブ送信)

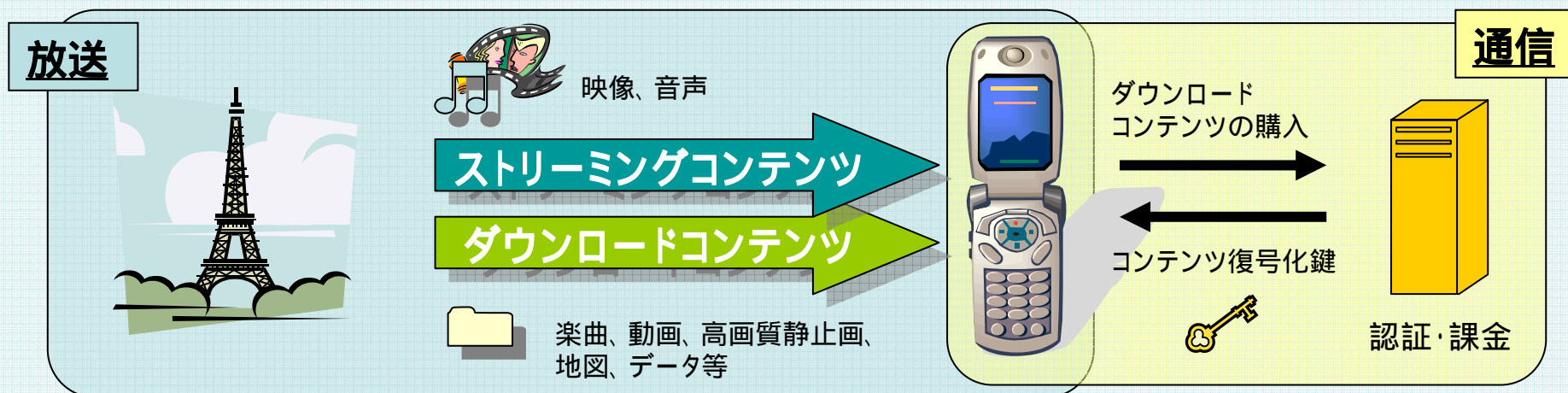


IPマルチキャストサービスの例

ビービー・ケーブル「BBTV」、KDDI「ひかりone」、オンラインティーヴィ「4th MEDIA」、アイキャスト「オンデマンドTV」

2. 新サービスの展開（例） 携帯端末向けマルチメディア放送

ワンセグやデジタルラジオ等の携帯端末向けマルチメディア放送では、映像、音楽、データ等の組み合わせによる新しいサービスが進展。利用者から見れば、ダウンロード型放送は、通信による配信とほぼ同一



簡易動画と音声による
放送番組の再生

番組に関連する楽曲ファイ
ルやビデオクリップの取得

番組に関連するデータの表示、
ネットサービスへの誘導 等

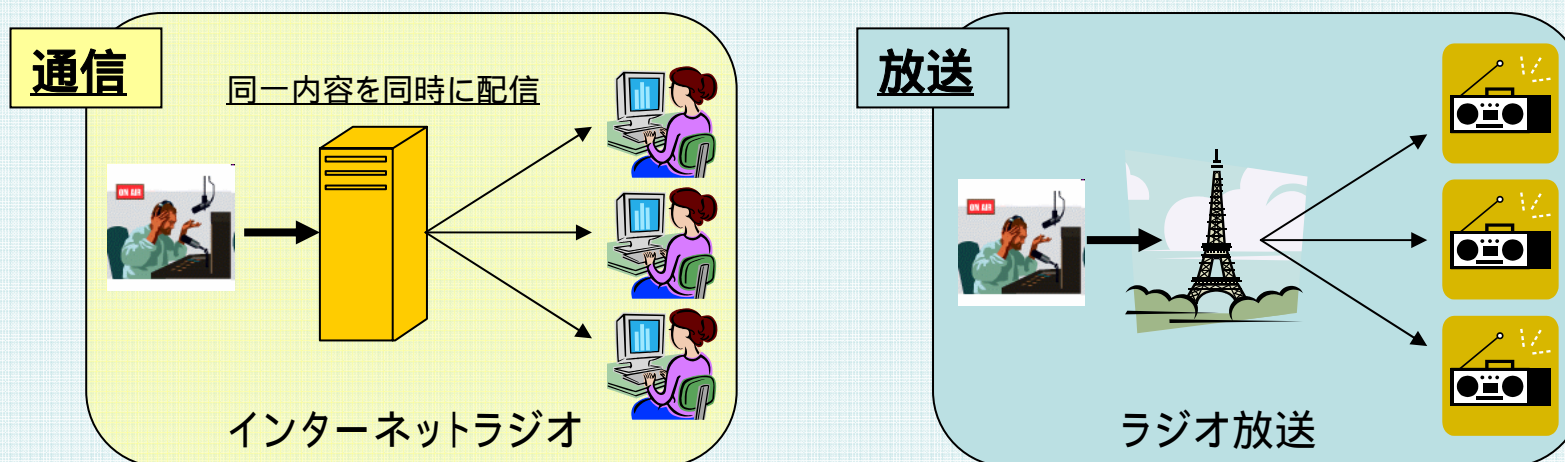
放送波により予め暗号化されたコンテンツが配信され、通信網を介して利用者がコンテンツの購入処理を行うと、コンテンツ復号化鍵が送信され視聴可能となる。

- 放送波を利用して、ストリーミングコンテンツとそれに関連するダウンロードコンテンツを送出。
- ダウンロードコンテンツの有料化には、通信を利用する課金モデルを適用。

「地上デジタル音声放送(デジタルラジオ)」の実用化試験放送を実施中。米国では2007年3月から「MediaFLO」を提供中。総務省で携帯端末向けマルチメディア放送サービスの制度的・技術的課題を検討中。

2. 新サービスの展開（例） インターネットラジオ

インターネットラジオにおけるストリーミング型配信は、利用者から見れば、放送とほぼ同一



	インターネットラジオ	ラジオ放送
内容	全ての利用者が、同一内容を受信	
同時性	全ての利用者が、同時に受信	
送信形態	リクエストに応じて送信	受信機へ常に送信
受信地域	限定されない場合が多い	限定

インターネットラジオの例：
ニッポン放送「Suono Dolce」、J - Wave「Brandnew - J」、TBSラジオ「OTTAVA」、ヤフー「SOUND STATION」等

2. 新サービスの展開（俯瞰図）

下図は、新たなサービスの展開状況を俯瞰した一例。利用者から見れば、ストリーミング型配信とダウンロード型配信に大別される

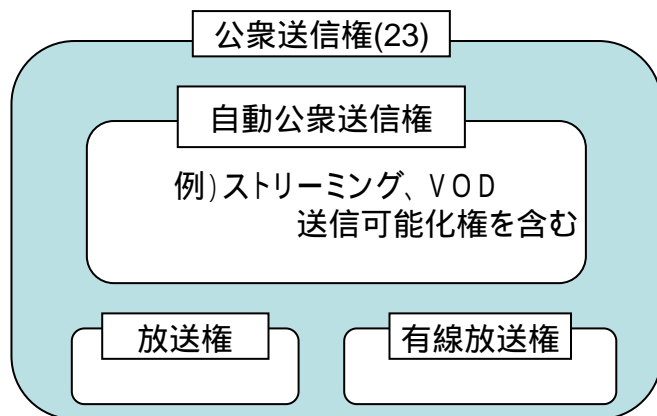
伝送路		機器		ストリーミング			ダウンロード
				同時再送信	自主放送	VOD	
放送	携帯端末	マルチメディア放送					サ バ 型 放 送
	有線放送	地上放送、衛星放送					
IP 配 信	閉鎖型	テレビ	STB	電気通信役務利用放送 オプティキャスト、ケーブルテレビジョン東京等		VOD J:COM等	サ バ 型 放 送
				IPマルチキャスト 4thMedia、オンデマンドTV、BBTV、ひかりone		4thMedia、オンデマンドTV、BBTV、ひかりone等	
	開放型	内蔵型			インターネットTV GyaO Next等	AppleTV等	
					アクトピラ		
開放型	PC	インターネットラジオ ニッポン放送、J-Wave等		GyaO、ヤフー動画、YouTube等、ABC等のキャッチアップTV等		iTunes、BBC iPlayer等	
		ライブ配信		P2P BitTorrent Joost等		ポッドキャスト	
				音楽配信		iTunes、Mora等	

3 . 現行の著作権法制度

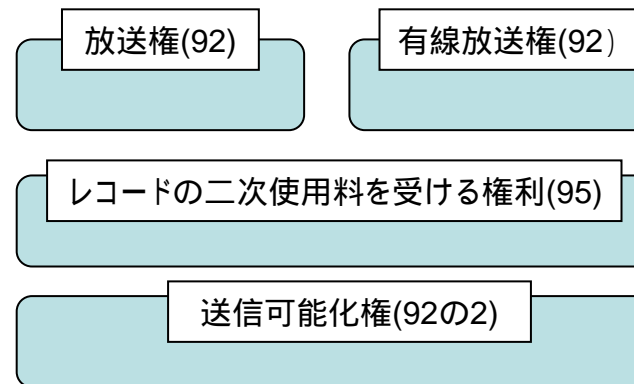
現行著作権法上、放送は「放送権」、通信は「送信可能化権」に明確に区別されている

著作者、実演家、レコード製作者等の権利

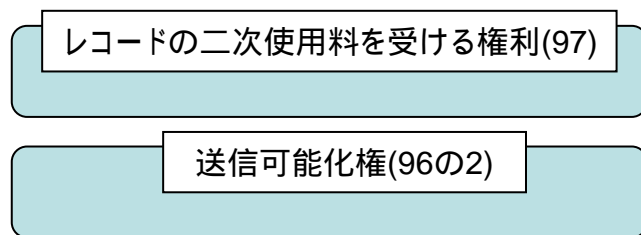
著作者



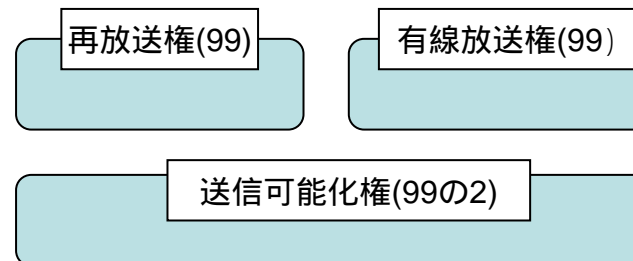
実演



レコード製作者



放送事業者及び有線放送事業者



3 . 現行の著作権法制度

1 . で例示した新たなサービスについても、利用者にとっては実態的に相違ないサービスであるにもかかわらず、放送と通信に係る事業形態の区別により、権利関係や権利処理に要するコスト等が異なることとなる

多様な放送・通信サービスと現行の著作権制度との関係（例）

	サービス形態		レコード音源を利用した自主制作番組サービス		放送の同時再送信 実演・レコード	著作隣接 権の付与
			著作権	実演・レコード		
放送	地上放送・衛星放送		許諾権 (公衆送信権)	報酬請求権 (二次使用料)	/	
	携帯端末 向けマルチ メディア放送	ストリーミング型	許諾権 (公衆送信権)	報酬請求権 (二次使用料)		
		ダウンロード型	許諾権 (公衆送信権 + 複製権)	報酬請求権or許諾権 ? (二次使用料or録音権・複製権)		
有線放送	CATV,有線ラジオ		許諾権 (公衆送信権)	報酬請求権 (二次使用料)	報酬請求権	
通信	IPマルチキャスト		許諾権 (公衆送信権)	許諾権 (送信可能化権)	報酬請求権	×
	インター ネットラジ オ	ストリーミング型	許諾権 (公衆送信権)	許諾権 (送信可能化権)	許諾権 (送信可能化権)	×
		ダウンロード型	許諾権 (公衆送信権 + 複製権)	許諾権 (送信可能化権 + 録音権・複製権)	/	
	インター ネットTV	ストリーミング型	許諾権 (公衆送信権)	許諾権 (送信可能化権)	許諾権 (送信可能化権)	×
		ダウンロード型	許諾権 (公衆送信権 + 複製権)	許諾権 (送信可能化権 + 録音権・複製権)	/	

4. 今後の検討の視点

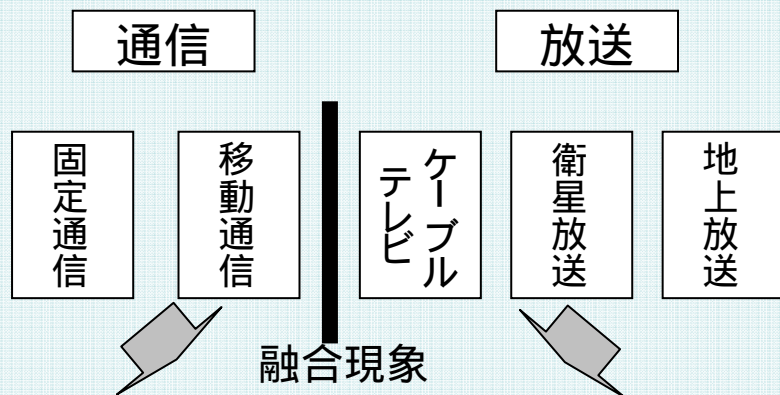
通信と放送の垣根を越えたサービスの展開が本格化する中、著作権法について、放送と通信の区分に基づいて権利関係を規定するのではなく、利用者が享受するサービスの形態や特質に応じて、権利関係を規定する方向で見直すべきではないか。

その際、例えば、ストリーミング型サービスとダウンロード型サービスによる区分も考慮すべきではないか。

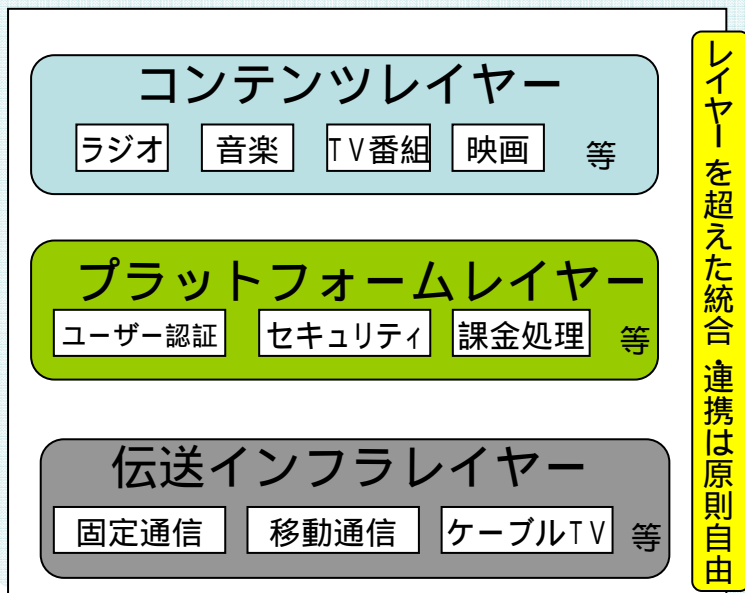
また、サービス提供事業者の公共性の視点についても考慮すべきではないか。

〔参考〕通信・放送の総合的法体系の検討

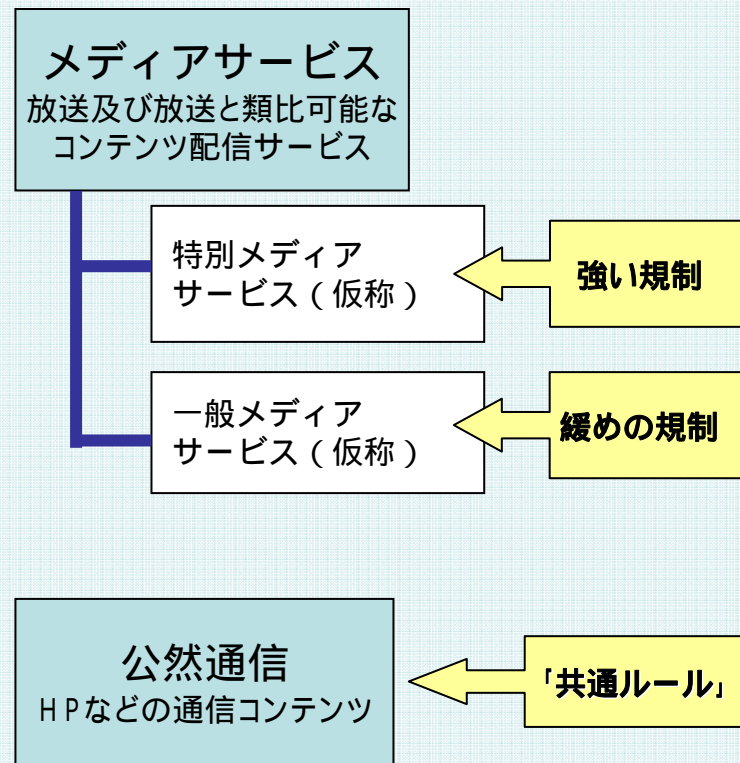
総務省の「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」において
通信・放送の垣根を取り払った総合的な法体系を検討



< ICTネットワークのレイヤー >



< コンテンツに関する法体系の在り方 >



総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」の中間報告書などを基に事務局作成

新たなサービス展開に当たってのその他の課題

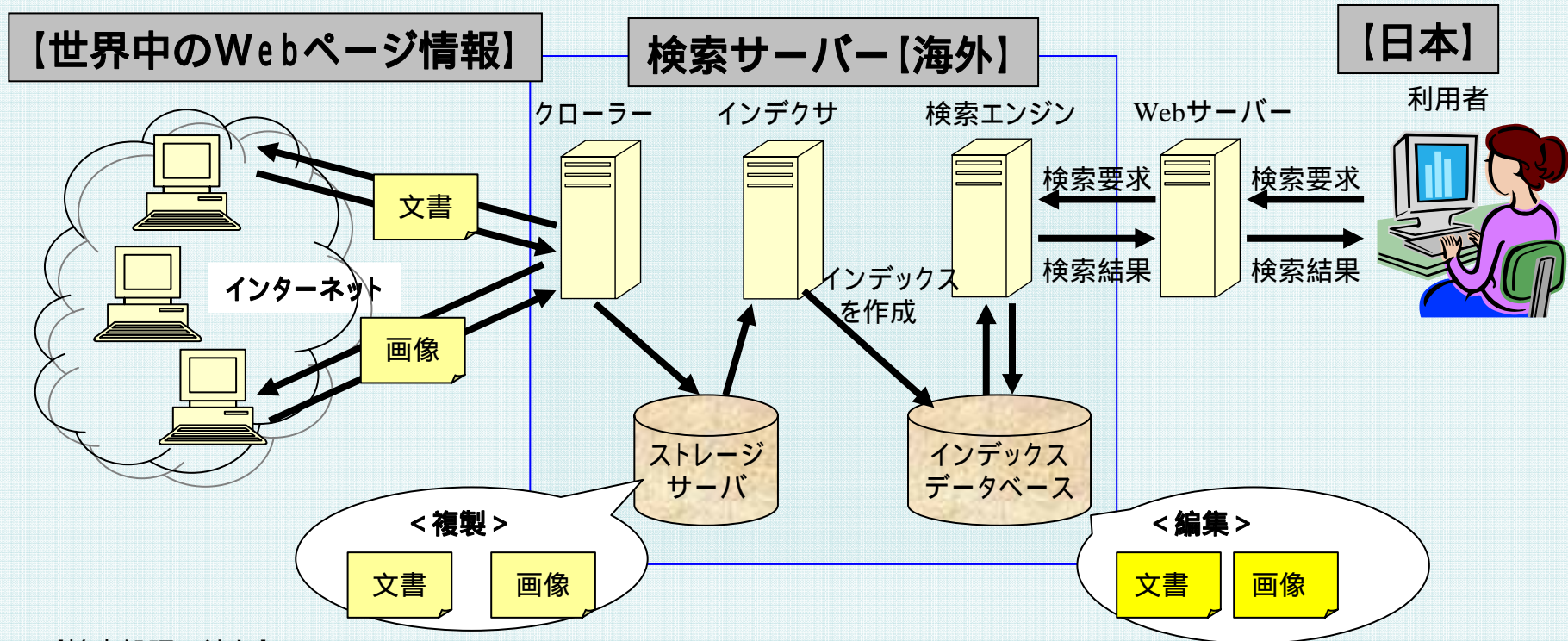
1. ネット検索サービスの現状と課題

ネット検索サービスは、利用者にとっては、コンテンツの利用機会を拡大・多様化させる上で必要不可欠なサービスであり、かつ、権利者にとっては、自ら創造した著作物を広く周知させることができるものであり、ネットワーク社会におけるインフラとしての意義を有する。

ネット検索サービス事業者が、検索エンジンにより、ウェブサイトを収集・保存し、検索表示を行う際に、著作権法に抵触するおそれがあるため、国内に検索サーバーを置くサービスが育っていない。

このため、ネット検索サービスに係る法的課題を明らかにし、早急に必要な法的措置を講ずるべきではないか。

〔参考〕 ネット検索サービスの流れ



【検索処理の流れ】

クローラーがWebページ情報を収集し、ストレージサーバに保存(複製)。収集された情報は検索しやすいようにインデクサがインデックス化し、データベースに保存(編集)。利用者が検索ワードを入力すると、データベースに格納された情報を検索し、検索結果を返す。

2 . 間接侵害に関する現状と課題

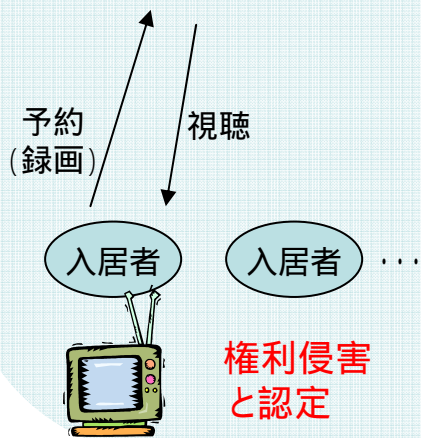
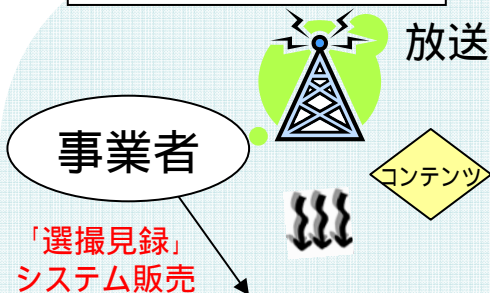
物理的な利用行為の主体以外の者に対する著作権侵害については、多数の訴訟が提起されており、「カラオケ法理」(目的、管理支配性、利得性)に基づき著作権侵害に当たるかどうか判断する例が増加。

インターネット等を活用した新しいサービスが進展しているが、関係者が多数存在し、サービス構造も複雑化していることから著作権侵害になるかどうかあらかじめ明確な基準が必要。

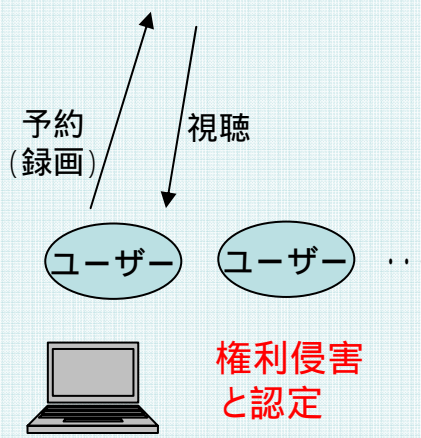
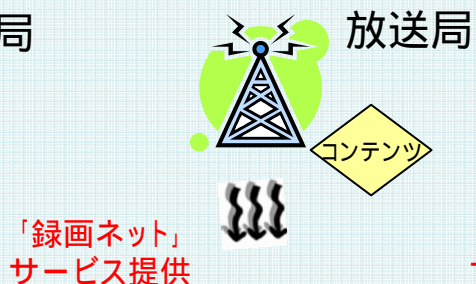
このため、法的措置の具体的内容について検討した上で、早急に措置を講ずるべきではないか。

〔参考〕著作権間接侵害に関する主な事件

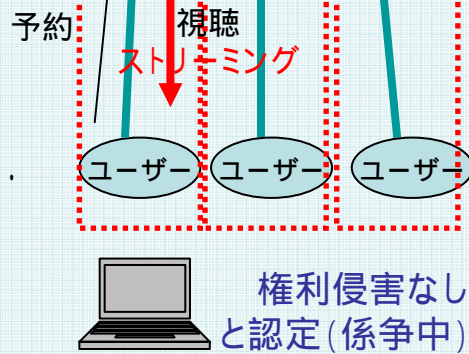
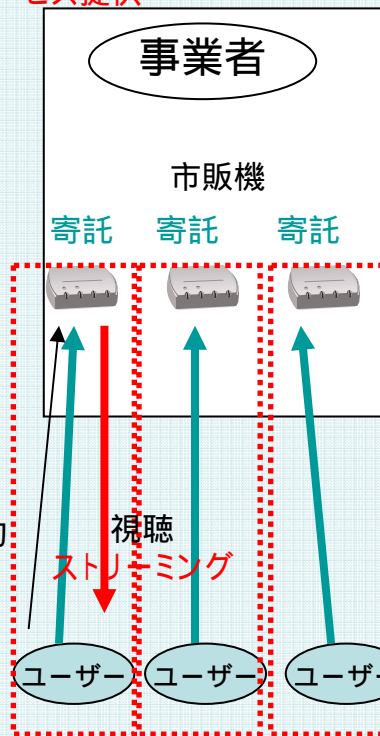
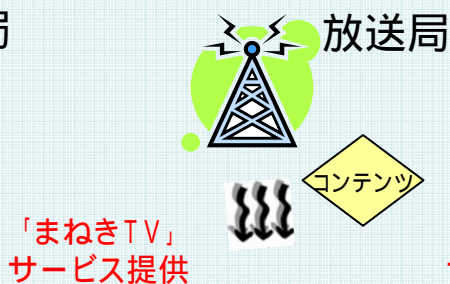
選撮見録事件



録画ネット事件

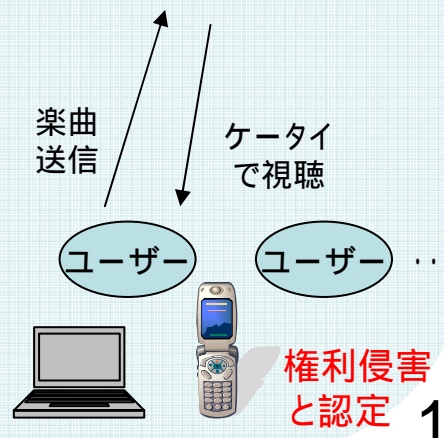


まねきTV事件



MYUTA事件

「MYUTA」サービス提供



3 . IPマルチキャストをめぐる現状と課題

< 放送の同時再送信をめぐる課題 >

一部IPマルチキャスト事業者は、衛星放送の同時再送信を行っているところ、気象の影響を受けずに安定的に高品質のコンテンツ情報を入手するため、衛星放送事業者から光通信によりコンテンツ情報を入手し、これを再送信している。

しかしながら、放送の再送信については、

電気通信役務利用放送法上、「放送」を受信して再送信する旨規定されていることから、光通信によりコンテンツ情報を受信して再送信を行っているIPマルチキャスト事業者の行為はこれに該当しないと解されている。

著作権法上、「放送されるもの」が厳格に解されているため、光通信により放送と同一のコンテンツ情報を受信して再送信を行っているIPマルチキャスト事業者の行為はこれに該当しないと解されている。

このため、一部IPマルチキャスト事業者は、衛星放送事業者からコンテンツの提供が受けにくいとの指摘がある。

< IPマルチキャスト放送に係る事前許諾の要否の違い >

